

## ○甲府市盛土等の処理に関する指導要綱

令和4年8月30日

まち第6号

### (目的)

第1 この要綱は、甲府市内において行う盛土等について必要な事項を定めることにより、土砂の崩壊等の防止及び生活環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 盛土等 土砂による土地の盛土、埋立てその他の土地への土砂のたい積（製品の製造又は加工のための原材料である土砂のたい積を除く。）をいう。
- (2) 土砂 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く）をいう。
- (3) 土砂の崩壊等 土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害をいう。
- (4) 事業区域 盛土等を行う区域をいう。

### (盛土等を行う者の責務)

第3 盛土等を行う者は、当該盛土等に用いた土砂の崩壊等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 盛土等を行うものは、土地周辺関係者の理解を得るとともに、当該事業に起因する紛争及び苦情が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

### (土地の所有者等の責務)

第4 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該土地において盛土等が行われることにより、土砂の崩壊等が生じないよう適正な管理に努めなければならない。

### (市の責務)

第5 市は、盛土等による土砂の崩壊等を防止するため、必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、盛土等による土砂の崩壊等を防止するため、盛土等を監視する体制の整備に努めるものとする。

### (事前協議書)

第6 盛土等を行おうとする者は、盛土等の用に供する土地の区域（盛土等が一団の土地の区域において行われる場合は、当該一団の土地の区域をいう。以下同じ。）ごとに市長に事前協議書(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、次に掲げる盛土等については、この限りでない。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル未満のもの
- (2) 盛土等の高さが1メートル以下のもの
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみによる盛土等
- (4) 公益性が高いと認められる事業の施行に係る盛土等のうち土砂の崩壊等の発生のおそれがないもの

- (5) 法令又は他の条例で定める許可等の処分その他の行為で、当該法令等により災害の防止が図られるもの
- (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う盛土等
- (7) その他市長が特に認めたもの

(事前協議の手続き)

第7 第6の事前協議書は、事業に着手する30日前までに提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)、位置図(縮尺25,000分の1以上)、土地公図写(事業区域を含む土地及びその隣接地)、搬入経路図、事業区域の平面図、縦横断図、土量計算書、工程表、跡地利用計画平面図、構造図、事業区域を含む土地の全部事項証明書、隣接する土地の登記事項要約書
- (2) 事業区域内の土地所有者等の同意書
- (3) 事業区域に隣接する土地所有者等の同意書。ただし、隣接地が事業区域と同一の土地所有者等である場合にあっては、その土地に隣接する土地所有者の同意書とする。
- (4) 事業区域に関する地域(地区)の同意書
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面

(審査)

第8 第7の規定により受理した事前協議書は、関係各課の意見調整を図りながら宅地防災マニュアル(令和元年国都防第37号)に基づき審査するものとする。

2 市長は事前協議書の審査のため必要があると認めるときは、盛土等を行おうとする者に対し説明を求めることができる。

(計画変更等の指導)

第9 市長は、第8に基づく審査の結果、必要があると認めるときは盛土等を行おうとする者に対し、事業を行うに当たっての留意事項又は計画変更の指導を審査指導書(様式第3号)により通知するものとする。

2 盛土等を行おうとする者は、審査指導書に対する回答書を市長に提出するものとする。

(事前協議済書)

第10 市長は、第8に基づく審査の結果、事業の施行がこの要綱の目的に反しないものと認めたときは、盛土等を行おうとする者に対し事前協議済書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業の変更)

第11 第10の事前協議済書を受け取った後に事業の変更をする場合は、市長に事業変更協議書(様式第5号)を提出するものとする。

2 前項の変更協議については、第7から第10までの規定を準用する。

(事業開始及び完了)

第12 第10の通知を受けた者は、事業を開始したときは速やかに、事業開始届出書(様式第6号)を、市長に提出するものとする。

2 第10の通知を受けた者は、事業区域内の見やすい場所に事業内容を明示した事業表示板(様式第7号)を設置しなければならない。

3 第10の通知を受けた者は、事業が完了したときは速やかに、事業完了届出書(様式第8号)を、市長に提出するものとする。

(調査)

第13 市長は、必要に応じて事業施行状況を調査することができる。この場合において、盛土等を行おうとする者は、この調査に立ち会わなければならない。

(指導等)

第14 市長は、この要綱に違反している事業者があるとき、又は第13の規定による調査により改善を要する事項を確認したときは、盛土等を行おうとする者に対し、事業の中止又は必要な措置を勧告することができる。この場合において、盛土等を行おうとする者は、勧告に従い、必要な措置を講じなければならない。

(防災等の措置)

第15 盛土等を行おうとする者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、既に実施された事業によって生ずるものと予想される生活環境への支障又は災害を防止し、かつ、事業区域周辺の土地利用に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

2 前項の措置が、盛土等を行おうとする者により講じられない場合には、所有者等がこれを行わなければならない。

(事業の改善勧告等)

第16 市長は、第6に規定する協議を行わない等、この要綱に従わない盛土等を行おうとする者に対して、事業の中止を勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告に生活環境の保全及び災害防止のために必要な措置を付することができる。

3 市長は、前項の措置が盛土等を行おうとする者により講じられていないと認められる場合には、所有者等に対して必要な措置を勧告することができる。

(事業の完了検査)

第17 市長は、第12第3項の提出があったときは、速やかに、事業の完了確認を行い、その結果を完了確認結果通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認を行った場合において、土砂の崩壊等の防止のため必要があると認めるときは、提出した者に対し、期限を定めて、土砂の崩壊等の防止のために必要な措置を勧告することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 市長は、施行日前に盛土等を行っている者に対して、この要綱の規定を尊重し適切な措置を講じるよう必要な指導を行うものとする。